

No.	事業名	内容	担当課
母子保健	1 マタニティブックスタート	妊婦さんに絵本とオリジナルバッグをプレゼントします。おなかの赤ちゃんに絵本を読んであげることによって、親子でゆったりとしたひとときを過ごしてください。	教育委員会
	2 不妊治療費助成	不妊治療を受けている方の経済的な負担を軽減するため、治療費の一部を助成します。	
	3 葉酸サプリメント配布事業	生まれてくる子どもの神経管閉鎖障害の予防等に必要な葉酸を、妊娠を希望する女性及び妊娠届出を提出した妊婦へ配布します。(希望者のみ)	
	4 母子健康手帳の交付	母と子どもの健康を管理するため、妊娠から出産、赤ちゃんの成長に関する記録をするための手帳をお渡しします。	
	5 マタニティひろば	3回1コースの教室です。体験・実習・交流を通して、安心して妊娠期を過ごし、育児にのぞめるようにサポートします。また3回目は産婦さんの参加も大歓迎です。	
	6 妊婦一般健康診査	母子健康手帳の交付時にお渡しする妊婦健康診査受診補助券で、妊娠中の14回分(多胎の方は5回分追加)と産後の健康診査を公費負担で受けることができます。	
	7 妊婦歯科健康診査	母子健康手帳の交付時にお渡しする妊婦歯科健康診査受診補助券で、妊娠中1回の歯科健康診査を公費負担で受けることができます。	
	8 産後ケア事業	産後に心身の不調又は育児不安等がある方に、心身のケアや授乳指導などの育児サポートを実施します。	
	9 産婦健康診査	出産後間もない時期のお母さんの心と体の健康状態を確認するために、産婦健康診査を公費で負担します。	
	10 新生児聴覚検査費助成事業	すべての新生児が、耳の聞こえの障がいを早い時期に発見するために発見するために行う聴覚検査を受けられるように検査費用を助成します。	
	11 乳児家庭全戸訪問	赤ちゃんが生まれたすべての家庭を母子保健推進員や保健師が訪問し、育児相談や母子保健サービスの案内をします。	こども家庭センター
	12 養育支援訪問	乳児家庭全戸訪問事業により把握した支援が必要な児童若しくは保護者に対して、その養育が適切に行われるよう、必要な支援を行います。	
	13 離乳食ひろば	栄養士や保健師による講話や個別相談を行い、離乳食の始め方や進め方を学べる教室です。	
	14 歯っぴーひろば	1歳前後のお子さんを対象としたむし歯予防の教室です。歯の健康やお口の発達について学ぶことができます。	
	15 あんしん子育てひろば	小児科医や司書による講話、保健師による個別相談を行い、子どもの病気や発達、育児のポイント等について学べる教室です。	
	16 年中児発達相談会	年中時に心理相談を行うことにより、健やかな成長発育の確認、集団生活が苦手な子の早期支援の機会とし、保護者等の育児不安を軽減します。	
	17 乳幼児健康診査	生後1か月、3か月、7か月、1歳6か月、3歳6か月時に乳幼児健康診査を実施しています。	
	※ にこキッズ	発育や発達がちょっと気になる子どもやその保護者を対象に、発達専門の先生のもと、触れ合う楽しさを経験し、生活の中でのかかわり方を学ぶ教室です。	
	18 すぐすぐ相談	乳幼児の身体測定と、子育て・離乳食等の相談に応じています。	
	19 子育て輪づくりサークル活動	親子で楽しいひとときを過ごせるサークルです。母子保健推進協議会が開催しています。	
	20 予防接種	小児用肺炎球菌、B型肝炎、ロタウイルス、2種混合、5種混合、BCG、水痘、MR(麻疹・風疹)、日本脳炎、子宮頸がんの予防接種です。	健康増進課
	21 ねたろう食育博士養成講座	小学生以上を対象に、食に関する知識について体験等を通して学び、食育の大切さをPRできる食育博士を養成しています。	
出産・子育て応援	22 妊婦等包括相談支援事業	妊婦さんや子育て世帯が安心して、出産・子育てできるよう妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぎます。	こども家庭センター
	23 妊婦のための支援給付金	妊娠の届出を行った妊婦さんに対して、出産の負担軽減を図るために10万円を給付します。	
	24 児童手当	18歳到達後最初の年度末までの児童を養育している方に、10,000円又は15,000円(第3子以降は30,000円)の児童手当を支給します。	子育て支援課
	25 第2子以降保育料無償化	保育園に通う第2子以降の保育料を無償化します。	
	26 教育扶助	生活保護受給世帯に対して、義務教育を受けるのに必要な費用を支給します。	社会福祉課
	27 生業扶助	生活保護受給世帯に対して、自立助長の観点から、高等学校就学等に伴い必要となる費用(高等学校等就学費)を支給します。	
	28 就学援助	経済的理由により小・中学生を就学させることが困難な家庭に、学用品費、新入学学用品費、学校給食費、修学旅行費などを援助します。	学校教育課
経済的支援	29 交通事故により親を失った20歳未満の方の就学及び就職を奨励するために助成金を支給します。		
	30 未熟児養育医療	身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とする未熟児が指定医療機関で入院養育を受ける場合に、医療費を助成します。	
	31 乳幼児医療費助成	小学校就学前の乳幼児の入院及び通院時の医療費自己負担額を助成する制度です。平成28年8月以降は、所得要件を撤廃しました。	
	32 子ども医療費助成	小学1年生から中学3年生までの児童の入院及び通院時の医療費自己負担額を助成する制度です。令和5年8月以降は、所得要件を撤廃しました。	
ひとり親支援	33 病児保育	児童の病気の際、仕事等の理由により、保育園や小学校等での集団生活ができないときに、一時的にお子さんを預かり保育を行います。	
	34 児童扶養手当	父又は母と生計を同じくしていない児童のいる家庭等に対して、生活の安定と自立の促進等を図ることを目的にして児童扶養手当を支給します。	
	35 ひとり親家庭医療費助成	ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るため、ひとり親家庭の親とその児童を対象にして、医療費の自己負担部分を助成します。	子育て支援課
	36 高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の親が、就職する際に有利であり、かつ、生活の安定に資する資格(看護師等)の取得を促進するため、給付金を支給します。	
	37 自立支援教育訓練給付金	就業に結びつく可能性の高い教育訓練講座を受講するひとり親家庭の親に対し、給付金を支給します。	
	38 母子・父子・寡婦福祉資金貸付	母子家庭や父子家庭、寡婦の方の経済的自立を助け、扶養している児童の福祉を増進するため、無利子又は低利の資金を貸し付けます。	
	39 母子・父子家庭相談	母子・父子自立支援員を配置して、ひとり親家庭の家庭相談に応じています。	
障がい児支援	40 特別児童扶養手当	身体又は精神に障がいのある20歳未満の児童を監護している父・母等に、特別児童扶養手当を支給します。	
	41 障害児福祉手当	20歳未満で身体や精神に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする方に、障害児福祉手当を支給します。	障害福祉課
	42 重度心身障害者医療	身体障害者手帳1~3級所持者や・療育手帳A所持者などの重度心身障害者の医療費を助成する制度です。	障害福祉課
	43 育成医療	身体に障がいのある児童又は現存する疾患を放置すれば将来障がいを残すと認められる児童に対し、指定医療機関で治療に要した医療費の一部を支給します。	障害福祉課
	44 身体、精神、療育手帳の交付	障がいがある方からの申請により、県から障がいの種類・程度に応じた手帳が交付され、各種福祉サービスが利用できます。	障害福祉課
	45 障がい児通所支援	児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援を行います。	障害福祉課
	46 ことばの教室(幼児部)	ことばの遅れや発音等が気になる未就学の幼児に対して、ことばの教室幼児部で言語指導を行います。	子育て支援課
	47 なるみ園	心身の発達に配慮が必要な幼児を対象に、通所による日常生活訓練や身体及び言語の機能回復訓練を行います。	
その他の支援	48 乳幼児発達相談室スマイル	家庭や園で生活する上で心配や悩み事の相談、発達検査や行政サービスについての情報提供を行います。	なるみ園(83-7821)
	49 地域子育て支援センター	育児不安の解消や、地域に開かれた子育て支援の拠点として、市内4か所に地域子育て支援センターを開設しています。	子育て支援課
	50 ファミリーサポートセンター	子育て中の人が、仕事などで子どもの世話ができないときに、育児の援助を受けたい人と援助できる人が助け合う相互援助活動の会員組織です。	スマイルキッズ
	51 子育てコンシェルジュ	子育て専門支援員が、子育て中のお母さんたちや子育てに関係する皆さんの様々な声をお聴きし、子育ての応援・お手伝いをします。	
	52 こども家庭センター	全ての妊娠婦、子育て世帯、子どもを切れ目なく支援してくため、母子保健事業と家庭児童相談を実施しています。妊娠・出産・子育てについての総合相談窓口です。	こども家庭センター
	53 子育て短期支援	疾病等の理由により、家庭での児童の養育が一時的に困難となった場合などに、児童養護施設等で一定期間児童を養育する制度です。	
	54 一時預かり	急な用事や急病等により、一時に児童の世話ができない場合に、保育園でお子さんをお預かりします。1か月に12日まで利用することができます。	
	55 放課後児童クラブ	保護者の就労等により、放課後(平日・土曜日)や長期休業期間(夏休み等)に児童の養育ができない家庭を対象に、児童を預かります。	
	56 延長保育	認定された保育時間を越えて保育所等で保育を実施する制度です。	子育て支援課
	57 児童館	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにするため、市内6か所に児童館を設置しています。	
	58 子育て支援アプリ ここなびさんようおのだ	お子さんの成長記録や予防接種のスケジュール管理、子育てに関する情報が得られるアプリです。	
	59 心の支援室	いじめ問題や不登校状態にある児童・生徒に対して、心の支援員が学校・家庭と連携しながら子ども達の健全な成長のための支援を行います。	教育委員会
	60 スマイルキッズ	子育てに関する相談訪問、情報提供や交流促進等について、妊娠期から切れ目なく提供する子育て支援の拠点施設です。キッズキッチンでは、未就学児の親子を対象に、食に関する講座を行います。	スマイルキッズ
	61 入学祝金	本市に住所を有する子どもの小学校又は中学校入学に対し、児童・生徒1人当たり5万円をお祝い金として児童の養育者に給付します。	子育て支援課